

## 平成 30 年分以後の非課税管理勘定設定手続きに関するお知らせ

平成 29 年 9 月  
三津井証券株式会社

NISA 口座には制度上、勘定設定期間が設けられており、原則勘定設定期間ごとに口座開設が必要となります。

- ・平成 26 年～平成 29 年 第一期間
- ・平成 30 年～平成 35 年 第二期間

ただし、平成 29 年 10 月 1 日において、当社に平成 29 年分の非課税管理勘定が設定された非課税口座を開設しており、個人番号を告知いただいているお客様におかれましては、租税特別措置法（附則平成 28 年）第 73 条第 2 項が適用されますので、特段の手続きを行うことなく、当社に開設している非課税口座に平成 30 年分以後の非課税管理勘定が設定されます。

※NISA 口座を開設されているお客様は、平成 29 年 9 月 15 日までに個人番号をご提出いただかないと、平成 30 年に再度 NISA 口座の開設手続きが必要となりますので、ご注意ください。

お客様が、当社において平成 30 年分以後の非課税管理勘定を設定することを希望しない場合には、平成 29 年 9 月 15 日までに当社に「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」をご提出いただく必要があります。そのうえで、平成 30 年分以後の非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設定しようとする場合には、平成 29 年 10 月 1 日以後、当該他の証券会社又は金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」をご提出いただく必要があります。

なお、当社において平成 30 年分以後の非課税管理勘定を設定することを希望しないお客様で、平成 29 年 9 月 15 日までに「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を当社にご提出いただかなかった場合には、平成 29 年 10 月 1 日以後、通常の金融機関の変更手続きと同様に、当社に「金融商品取引業者等変更届出書」又は「非課税口座廃止届出書」のいずれかをご提出いただく必要があります。そのうえで、平成 30 年分以後の非課税管理勘定を他の証券会社又は金融機関に設定しようとする場合には、当社から交付される「非課税管理勘定廃止通知書」又は「非課税口座廃止通知書」のいずれかを「非課税口座開設届出書」に添付して、当該他の証券会社又は金融機関にご提出いただく必要があります。

なお、「非課税口座廃止届出書」をご提出いただいた場合は当社に開設した非課税口座が廃止されるため、平成 29 年分以前の非課税管理勘定で保有している上場株式等は一般口座に払い出され、以後、課税扱いとなります。平成 29 年分以前の非課税管理勘定で保有している上場株式等を引き続き当社の非課税管理勘定で保有する場合には「金融商品取引業者等変更届出書」をご提出ください。

以上